

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成31年4月18日(2019.4.18)

【公表番号】特表2018-516096(P2018-516096A)

【公表日】平成30年6月21日(2018.6.21)

【年通号数】公開・登録公報2018-023

【出願番号】特願2017-549383(P2017-549383)

【国際特許分類】

A 6 1 M	37/00	(2006.01)
A 6 1 L	29/06	(2006.01)
A 6 1 L	29/12	(2006.01)
A 6 1 L	29/16	(2006.01)
A 6 1 K	45/00	(2006.01)
A 6 1 K	31/7068	(2006.01)
A 6 1 P	13/10	(2006.01)
A 6 1 P	13/12	(2006.01)
A 6 1 P	13/02	(2006.01)
A 6 1 P	31/04	(2006.01)
A 6 1 P	29/00	(2006.01)
A 6 1 P	31/12	(2006.01)
A 6 1 P	33/00	(2006.01)
A 6 1 P	31/10	(2006.01)
A 6 1 P	35/00	(2006.01)
A 6 1 P	43/00	(2006.01)
A 6 1 P	13/04	(2006.01)
A 6 1 F	2/962	(2013.01)

【F I】

A 6 1 M	37/00	5 5 0
A 6 1 L	29/06	
A 6 1 L	29/12	
A 6 1 L	29/16	
A 6 1 K	45/00	
A 6 1 K	31/7068	
A 6 1 P	13/10	
A 6 1 P	13/12	
A 6 1 P	13/02	
A 6 1 P	31/04	
A 6 1 P	13/02	1 0 5
A 6 1 P	29/00	
A 6 1 P	31/12	
A 6 1 P	33/00	
A 6 1 P	31/10	
A 6 1 P	35/00	
A 6 1 P	43/00	1 0 5
A 6 1 P	13/04	
A 6 1 P	43/00	1 1 1
A 6 1 F	2/962	

【手続補正書】

【提出日】平成31年3月5日(2019.3.5)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

腎孟に薬剤を投与するための薬剤送達装置であって、膀胱端部、腎臓端部、及び前記膀胱端部と前記腎臓端部との間に延在する薬剤管腔を有する可撓性の細長い本体と、

前記膀胱端部に配置され、薬剤を含有し、かつ半透過性の壁によって少なくとも部分的に画定された薬剤リザーバと、を備え、

前記薬剤管腔が、前記薬剤リザーバへの第1の端開口及び前記可撓性の細長い本体の前記腎臓端部にある第2の端開口を有し、

前記装置が、使用時に、前記薬剤リザーバから前記薬剤管腔を通して、かつ前記装置から前記第2の端開口を通して、前記薬剤を圧送するための浸透圧を生成するように、水が前記半透過性の壁を通して前記薬剤リザーバに進入することを可能にするように構成されている、薬剤送達装置。

【請求項2】

前記可撓性の細長い本体が、前記膀胱端部において、前記腎臓端部におけるより大きい外径を有する、請求項1に記載の装置。

【請求項3】

前記膀胱端部が、カール／コイル構成で付勢されている保形ワイヤをさらに備える、請求項1に記載の装置。

【請求項4】

前記可撓性の細長い本体の前記膀胱端部が、前記保形ワイヤが配置されるワイヤ管腔を備える、請求項3に記載の装置。

【請求項5】

前記膀胱端部が、カール／コイル構成で前記膀胱端部を付勢するように設定された形状設定ポリマーを含む、請求項1に記載の装置。

【請求項6】

前記薬剤が、固形状または半固形状であり、使用時に、前記半透過性の壁を通して前記薬剤リザーバに進入することを可能にされた前記水が、前記薬剤を可溶化し、前記浸透圧が、前記薬剤リザーバから前記薬剤管腔を通して、かつ前記装置から前記第2の端開口を通して、前記可溶化された薬剤を圧送する、請求項1に記載の装置。

【請求項7】

前記薬剤リザーバが、1つ以上の薬学的に許容可能な賦形剤をさらに含有する、請求項1に記載の装置。

【請求項8】

前記1つ以上の薬学的に許容可能な賦形剤が、浸透圧剤を含む、請求項7に記載の装置。

【請求項9】

前記半透過性の壁が、シリコーン、ポリウレタン、またはそれらの組み合わせを含む、請求項1に記載の装置。

【請求項10】

前記薬剤が、尿路感染症、腎孟腎炎、腎細胞癌、線溶活性亢進、上部尿路上皮癌、または結石の治療または予防に有効な薬剤から選択される、請求項1に記載の装置。

【請求項11】

前記可撓性の細長い本体が、前記膀胱端部と前記腎臓端部との間に略直線状の中央部分

を有し、前記膀胱端部及び腎臓端部のうちの1つまたは両方がコイル状である、請求項1に記載の装置。

【請求項12】

前記薬剤リザーバが、前記薬剤送達装置が患者へと挿入される前に、前記薬剤が充填されるように構成されている、請求項1に記載の装置。

【請求項13】

前記薬剤送達装置が、尿管ステント内に、またはこれに隣接して展開されるように構成される、請求項1～12のいずれか一項に記載の装置。

【請求項14】

前記可撓性の細長い本体が、尿管ステントであり、前記膀胱端部と前記腎臓端部との間に延在する排出管腔をさらに備える、請求項1～12のいずれか一項に記載の装置。

【請求項15】

前記薬剤管腔が、前記可撓性の細長い本体内に画定され、前記排出管腔と平行に延在している、請求項14に記載の装置。

【請求項16】

前記薬剤リザーバが、環状形状を有し、前記排出管腔を囲んでいる、請求項14に記載の装置。

【請求項17】

前記薬剤リザーバが、非環状であり、前記排出管腔の片側に沿って位置付けられている、請求項14に記載の装置。

【請求項18】

前記可撓性の細長い本体が、前記排出管腔に対して開かれている複数の側排出口を有する側壁を有する、請求項14に記載の装置。

【請求項19】

部品のキットであって、

膀胱滞留端及び腎臓滞留端を有する尿管ステントを備える第1の部品と、

前記膀胱滞留端で、またはこの周りで前記尿管ステントに取り付けるように構成された薬剤リザーバを備える薬剤送達装置を備える第2の部品であって、前記薬剤リザーバが、薬剤を含有し、前記薬剤リザーバに接続された第1の端及び前記尿管ステントの前記腎臓滞留端に、またはこの周りに位置付け可能な対向する第2の端を有する毛細管と流体連通している、第2の部品と、を備える、キット。